

茨城県公立の小学校等の校長及び
教員の資質の向上に関する指標

平成30年2月20日

茨城県教育委員会

1 指標策定の経緯について

近年、教員の大量退職、大量採用等の影響から年齢構成や経験年数の不均衡が生じ、従来の学校組織において経験豊富な教員から若手教員への知識や技術等の伝達が困難になるなど、教員を巡る環境は大きく変化しています。また、いじめや不登校など生徒指導上の課題への対応、保護者や地域との協力関係の構築はもとより、新たな学習指導要領、グローバル化や情報化の進展など社会の急速な変化を踏まえた新しい時代の教育への対応も求められています。

そこで、国は、教員の養成・採用・研修を通じた新たな研修体制や学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築などを行うため、平成28年11月28日に教育公務員特例法等の一部を改正する法律を公布し、平成29年4月1日から施行されました。同法の規定により、各都道府県教育委員会には、文部科学大臣が定める指針を参酌し、地域の実情に応じ、校長及び教員（以下「教員等」）の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき教員等としての資質に関する指標（以下「指標」）及び教員研修計画を定めることが義務付けられました。

2 協議会について

指標の策定や教員等の資質の向上に関して必要なことは、県教育委員会が教員等の研修に協力する大学や必要と認める者を組織し、協議会を設置して協議することと定められています。

そこで、本県では、県内で教職課程を設置する大学をはじめ、学校や市町村教育委員会、PTA、民間企業の代表者などを構成員とする協議会を設置し、指標の策定等に関する協議を行いました。なお、協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならないことと定められています。

(1) 協議会の名称

茨城県公立の小学校等の教員等の資質向上協議会

(2) 協議事項

- ・指標の策定及び変更に関すること。
- ・指標に基づく校長及び教員の資質の向上に関すること。
- ・その他必要と認める事項に関すること。

(3) 構成員

- ・関係大学（6人）

茨城大学、筑波大学、茨城キリスト教大学、常磐大学、流通経済大学、筑波技術大学

- ・関係機関（6人）

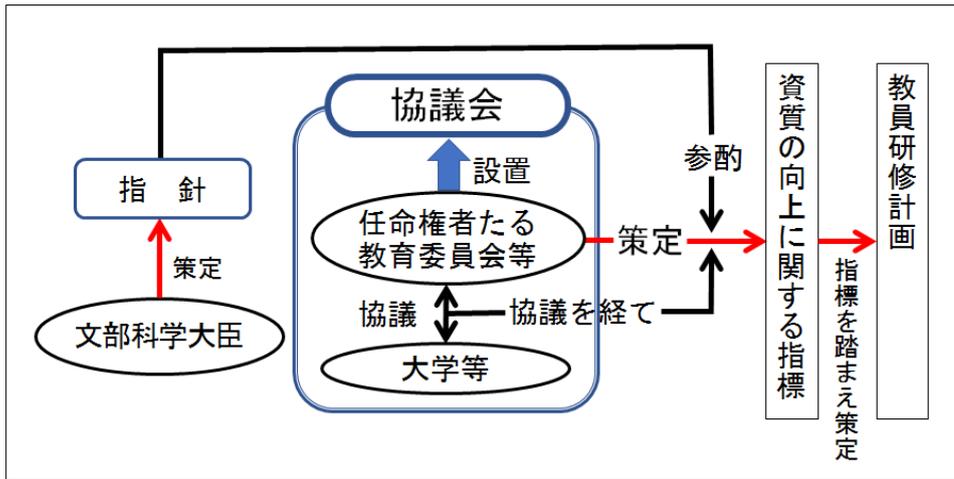
茨城県学校長会、茨城県高等学校長会、茨城県特別支援学校長会、茨城県市町村教育長協議会、茨城県PTA連絡協議会、茨城県経営者協会

- ・茨城県教育委員会（7人）

教育庁教育政策室

教育庁学校教育部・各課（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課）

教育研修センター



【教育公務員特例法（一部改正）のイメージ】

3 指標について

(1) 指標とは

高度専門職としての教員等の資質の向上を目的に、職責、経験、適性等に応じて教員等が身に付けるべき資質を成長段階（キャリアステージ）ごとに設定したものです。教員等が、自らのキャリアステージにおいて身に付けるべき資質を把握し、資質の向上を図る際の目安、あるいは更に高度な段階を目指す手掛かりとして、また、それぞれのキャリアステージにおける目標や内容を明確にした研修の計画や立案等に用いるものです。

なお、地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定される「標準職務遂行能力」とは、法令上の関連性はありません。標準職務遂行能力は、人事評価において、教員等がその職務を遂行するに当たり、これまで発揮した能力を見る観点から任命権者が定めたものです。したがって、教員等の資質の向上を目的として将来的に身に付けていくべき資質を示した指標とは、その趣旨や目的が異なります。

(2) 指標の構成と対象者

指標は、「共通」及び「特記事項」で構成されています。その対象者は、本県の公立の小学校等の校長及び教員（県費負担教職員）で、以下のとおりです。

指標	対象者	備考
共通	校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（非常勤講師は除く。）等	公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
【校長】特記事項	校長（副校長、教頭は準じる。）	
【養護教諭】特記事項	養護教諭	
【栄養教諭】特記事項	栄養教諭	

(3) 成長に関する段階

成長段階（キャリアステージ）は、以下の5段階で設定しています。現在、自分がどの段階に当てはまるのかについては、それぞれの採用年齢や成長プロセスが異なることから一律に区分することが困難です。しかし、参考として、指標を作成するに当たり想定した各段階

における経験年数は、以下のとおりです。なお、共通の指標には、欄外に注記しています。

段階	想定経験年数	備考
採用時の姿	採用時	大学等における養成
第1期（形成期）	1～5年	授業力・児童生徒理解の向上
第2期（成長期）	6～11年	教職・教科専門性の向上
第3期（発展・充実期）	12～23年	校務分掌等の企画調整及び若手教員への指導・助言
第4期（貢献・深化期）	24年～	学校運営及び若手・中堅教員への指導・助言

(4) 共通の指標及び特記事項の項目

ア 【共通】について

共通の指標に関する項目は、文部科学大臣が定めた指針を参酌し、①教職を担うに当たり必要となる素養、②授業力、③児童生徒を理解し、指導する力、④特別な配慮を必要とする児童生徒を理解し、支援する力、⑤学年・学級を経営する力、⑥学校運営に関する力の6項目に整理しています。

なお、「共通」の指標については「概要版」も設け、指標に記載されている内容の項目名(タイトル)のみを示しています。

イ 【校長】特記事項について

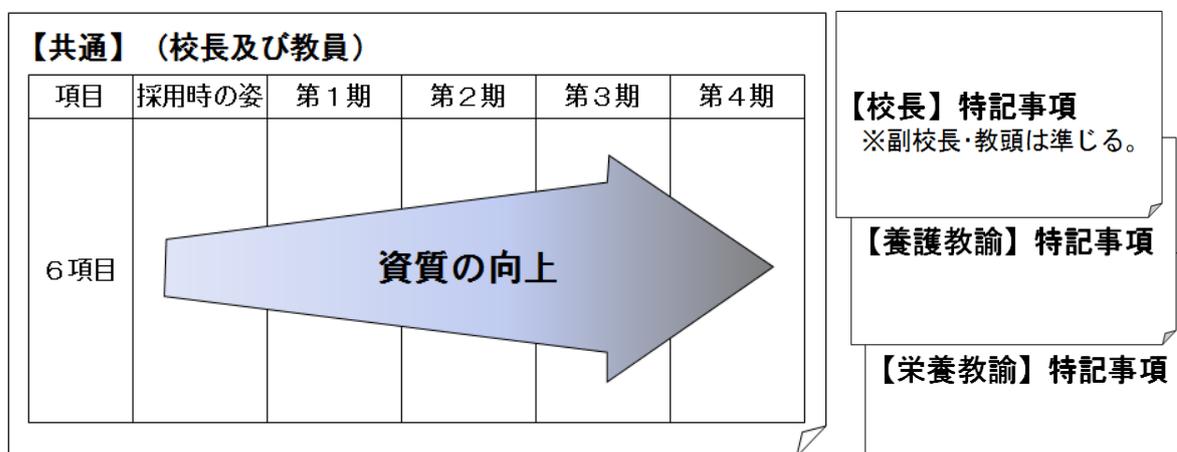
校長は学校組織のリーダーとして、教育者としての資質のほか、組織のマネジメント力が求められることから、特記事項として示しています。その項目は、①学校経営、②学校管理、③教育計画、④人材育成及び服務監督、⑤連携・協力体制の構築、⑥職務遂行能力の6項目です。

ウ 【養護教諭】特記事項について

養護教諭については、その専門性を特記事項として示しています。その項目は、①保健管理、②保健教育、③健康相談、④保健室経営の4項目です。

エ 【栄養教諭】特記事項について

栄養教諭については、その専門性を特記事項として示しています。その項目は、①食に関する指導、②栄養管理、③衛生管理の3項目です。



【指標のイメージ】

4 指標の活用について

県教育委員会では、指標を踏まえ、研修を体系的かつ効果的に実施することができるよう研修計画を見直すなど、資質の向上を図るための環境整備に努めていきます。また、指標により、大学等と認識を共有して相互に連携を深め、学習機会や研修機会を設けるなど、養成・採用・研修の各段階を通して、本県の教員等の資質の向上を目指していきます。協議会の構成員となっている大学においては、指標について、教員養成における目標設定や教職課程のカリキュラム編成などとの関連を図ることが求められています。

なお、社会の状況や学校を取り巻く状況は常に変化するものであることから、協議会は継続的に開催し、指標の見直しや環境の整備を進めていく予定です。

今後、校内研修やOJT、市町村教育委員会等が実施する研修、自主的に取り組む研修など、様々な機会を捉え、教員等の資質の向上に向けて指標を御活用願います。指標については、県教育委員会教育政策室のWebサイトにも掲載しています。

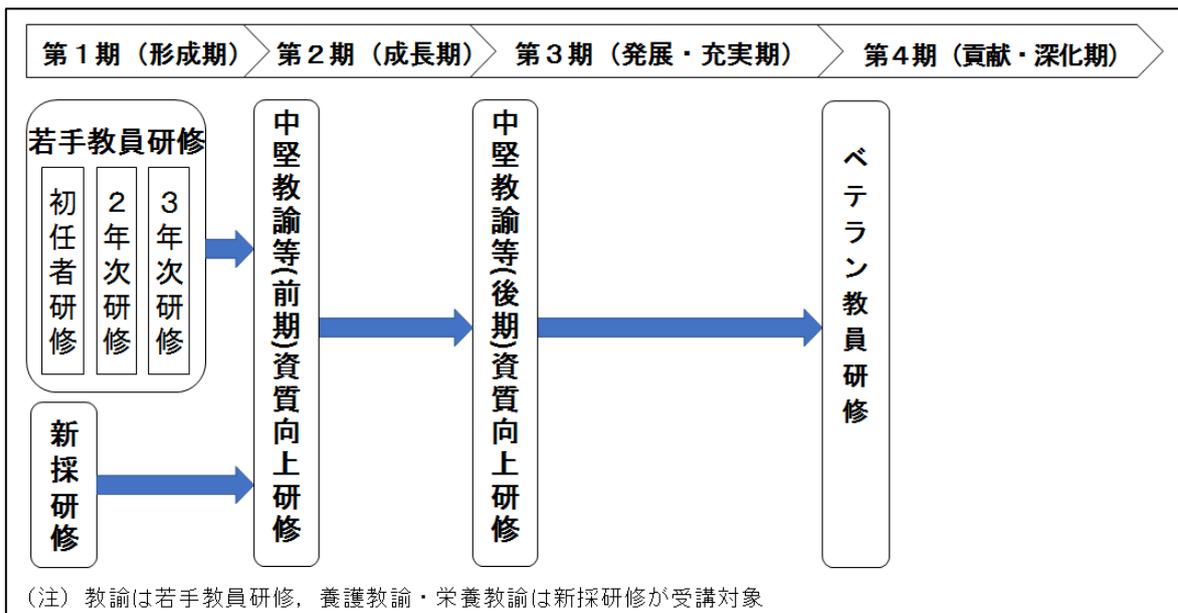
(<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/welcome/soshiki/soshiki/kikaku.html>)

5 研修計画の改定について

平成30年度の教育研修センターにおける研修計画は、指標の成長段階（キャリアステージ）やその内容を踏まえ、主に以下のように改定する予定です。

<主な改定内容>

- ・「若手教員研修」及び「新採研修」を第1期に位置付け
- ・「中堅教諭等資質向上研修」は前期（6年次）と後期（12年次）に分割し、前期を第2期、後期を第3期に位置付け
- ・「ベテラン教員研修」を新設し、第4期に位置付け（原則として、4月1日現在45歳が対象）



【平成30年度教育研修センター研修講座のイメージ】

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標

【共通】

平成 30 年 2 月

項目	第 1 期 (形成期)		第 2 期 (成長期)		第 3 期 (発展・充実期)		第 4 期 (貢献・深化期)	
	採用時の姿		授業力・児童生徒理解の向上		教職・教科専門性の向上		校務分掌等の企画調整及び若手教員への指導・助言	
① 教職に必要となる基本的資質	【社会人として】 ・人間性が豊かで、言葉遣い、あいさつ、礼儀等の備えておくべきマナーをもって行動する ・人権に関する知的・理解があり、人権感覚をもって行動することができる。 ・常にコンプライアンスを意識して行動することができる。 ・コミュニケーション力を生かし対人関係を構築することができる。 ・コミュニケーション力を生かし対人関係を構築することができる。 ・ストレスと身体の健康を適切に自己管理することができる。 ・多様な文化の生活・習慣・価値観を尊重することができる。 ・学習指導要領の主な目標を理解し、指導に生かすことができる。	【教員として】 ・子供が好きで、子供の気持ちを理解することができる。 ・自己の現状と課題を知り、他の教員の指導や意見に耳を傾け、学び続けることができる。 ・保護者や地域の声に耳を傾け、誠実に対応することができる。 ・学校教育に関する法令等と学校の役割を理解することができる。	・各単元（題材）や各時間のつながりから授業を考えた、単元（題材）の指導計画を作成し、単元（題材）の目標を達成するための授業を行うことができる。 ・「導入・展開・終末」の各段階で効果的な活動等考え、本時の目標を達成するための授業を行うことができる。 ・一人一人の学習状況を把握しながら、指導することができる。	・学習指導要領に示されている各教科等や担当学の指導内容、指導方法を理解し、特に教科等に関する専門的知識を有し、指導に生かすことができる。	・国や県の動向、学校や地域の実態を理解し、授業を工夫改善するための具体的な手立てや手法をもつことができる。 ・教員一人一人の実態を把握し、授業に関する指導・助言をするとともに、若手・中堅教員のやる気を引き出すことができる。	・学校運営及び若手・中堅教員への指導・助言	・国や県の動向、学校や地域の実態を理解し、授業を工夫改善するための具体的な手立てや手法をもつことができる。 ・教員一人一人の実態を把握し、授業に関する指導・助言をするとともに、若手・中堅教員のやる気を引き出すことができる。	・国や県の動向、学校や地域の実態を理解し、授業を工夫改善するための具体的な手立てや手法をもつことができる。 ・教員一人一人の実態を把握し、授業に関する指導・助言をするとともに、若手・中堅教員のやる気を引き出すことができる。
	② 授業力	・授業を成立させるための要件（学習課題、板書、発問等）を理解し、基礎的な技能をもって指導することができる。 ・教科等に関する専門的知識を有し、教材の内容を分析・解釈し、適切な授業準備をすることができる。 ・学習課題の設定や探究的なプロセスの重要性を理解し、指導に生かすことができる。 ・主体的・対話的で深い学びの重要性を理解し、授業を実践することができる。	・教育課程における各領域の目標を参照し、目指す資質・能力の実現状況を適切に把握し、指導を改善することができる。 ・児童生徒の主体的・対話的で深い学びを表現するための授業改善に努めることができる。	・教育課程における各領域の目標を参照し、目指す資質・能力の実現状況を適切に把握し、指導を改善することができる。 ・児童生徒の主体的・対話的で深い学びを表現するための授業改善に努めることができる。	・学習指導要領に示されている各領域の目標を参照し、目指す資質・能力の実現状況を適切に把握し、指導を改善することができる。 ・児童生徒の主体的・対話的で深い学びを表現するための授業改善に努めることができる。	・教育課程における各領域に関する学校全体計画の考え方を理解し、それらを推進するための体制づくりをすることができる。 ・学習評価を基にして、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善に努めることができる。 ・学習指導に関する指導・助言を行うことができる。	・教育課程における各領域に関する学校全体計画の考え方を理解し、それらを推進するための体制づくりをすることができる。 ・学習評価を基にして、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善に努めることができる。 ・学習指導に関する指導・助言を行うことができる。	・教育課程における各領域に関する学校全体計画の考え方を理解し、それらを推進するための体制づくりをすることができる。 ・学習評価を基にして、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善に努めることができる。 ・学習指導に関する指導・助言を行うことができる。
	・ICTの活用方法を理解し、教育活動に生かすことができる。 ・道徳教育の目標や、道徳教育は、「特別の教科 道徳」「道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを理解することができる。	・学習に対する興味・関心を促すためにICTを活用した授業を実践することができる。 ・児童生徒の実態を把握し、教材提示や発問を工夫するなどして、「特別の教科 道徳」「道徳」の授業を実践することができる。	・ICTを活用した生徒の資質・能力を伸ばす効果的な授業を実践することができる。 ・児童生徒の実態に即した多様な教材の開発や活用を求め、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた「特別の教科 道徳」「道徳」の授業を展開することができる。	・児童生徒一人一人の特性や心身の状況、生活環境など、多面的に把握することができる。	・児童生徒一人一人の特性や心身の状況、生活環境など、多面的に把握することができる。	・児童生徒一人一人の特性や心身の状況、生活環境など、多面的に把握することができる。	・児童生徒一人一人の特性や心身の状況、生活環境など、多面的に把握することができる。	

<p>③児童生徒を理解し、指導する力</p>	<p>高度専門職としての教員に求められる力量</p>	<p>④特別な配慮を必要とする児童生徒を理解し、支援する力</p>	<p>⑤学年・学級を經營する力</p>	<p>⑥学校運営に関する力</p>
<p>・教育相談の意義、基本的な理論や技法を理解することができる。 ・公平かつ受容的・共感的な態度で子供と関わることができる。 ・法で示すための定義及びいじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる、ということを理解することができる。 ・学校における生徒指導上の課題を理解することができる。</p>	<p>・児童生徒への声かけを心がけ、信頼関係を築くことができる。 ・いじめ等問題行動の未然防止に努め、早期に気付く、管理職等に報告・相談することができる。 ・子供への対応で不安に思っていることを周囲に相談することができる。 ・生徒指導において、チームの一員としての連携方法を身に付けることができる。 ・体験的な学習活動の意義や内容を理解し、教科等を通してキャリア教育の実践をすることができる。</p>	<p>・全ての学校・学級に特別な配慮を必要とする子供が在籍している可能性があることを理解し、支援に関する基礎的な知識を身に付け、指導に生かすことができる。</p>	<p>・学級經營の意義を理解し、学級を意図的・計画的に指導することができる。 ・学校組織の特徴や協働する意義を理解することができる。 ・大学等におけるサークルや団体活動等の運営に主体的に関わることができる。</p>	<p>・安全管理に関する基礎的知識をもち、子供の安心・安全を常に意識し、対応することができる。</p>
<p>・カウンセリングマインドを身に付け、望ましい人間関係づくりに努め、児童生徒や保護者との信頼関係を築くことができる。 ・いじめ等問題行動の対処の仕方</p>	<p>・カウンセリング技法を身に付け、児童生徒や保護者一人一人に寄り添った対応ができ、必要に応じて外部人材を活用することができる。 ・いじめ等問題行動の未然防止や解決に向け、積極的に関わることができる。 ・生徒指導において、外部人材を活用するなど協力体制を整えて指導したり、教員の役割連携を調整したりすることができる。</p>	<p>・児童生徒に対して、望ましい労働・職業観及び職業に関する知識や技能が身に付くよう、一人一人の進路実現に向けた適切な指導を行うことができる。</p>	<p>・学級や集団の状況や課題を把握した上で、児童生徒を援助し、学級經營等に生かすことができる。</p>	<p>・安全指導や防災教育等の実施を計画し、児童生徒の安全の確保に努め、指導・助言をすることができる。 ・情報モラル、情報セキュリティに関する最新の知識・技術を理解し、指導・助言をすることができる。 ・児童生徒の安全の確保のための危機管理を行うことができる。</p>
<p>・カウンセリング技法を身に付け、児童生徒や保護者一人一人に寄り添った対応ができ、必要に応じて外部人材を活用することができる。 ・いじめ等問題行動の未然防止や解決に向け、積極的に関わることができる。 ・生徒指導において、外部人材を活用するなど協力体制を整えて指導したり、教員の役割連携を調整したりすることができる。</p>	<p>・学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るため、学校外の教育資源と協力した効果的な指導を行うことができる。 ・学校の教育活動全体で取り組むためのキャリア教育を体系的に推進することができる。</p>	<p>・一人一人の特性や状態、困難さの背景等を理解し、状況に応じて指導内容や方法、支援の仕方を工夫することができる。 ・合理的配慮の観点を踏まえ、誰もが安心して学べる授業づくりや環境づくりを行うことができる。</p>	<p>・学級や集団の状況や課題を把握した上で、児童生徒を援助し、学級經營等に生かすことができる。</p>	<p>・安全指導や防災教育等の実施を計画し、児童生徒の安全の確保に努め、指導・助言をすることができる。 ・情報モラル、情報セキュリティに関する最新の知識・技術を理解し、指導・助言をすることができる。 ・児童生徒の安全の確保のための危機管理を行うことができる。</p>
<p>・カウンセリング技法を身に付け、児童生徒や保護者一人一人に寄り添った対応ができ、必要に応じて外部人材を活用することができる。 ・いじめ等問題行動の未然防止や解決に向け、積極的に関わることができる。 ・生徒指導において、外部人材を活用するなど協力体制を整えて指導したり、教員の役割連携を調整したりすることができる。</p>	<p>・学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るため、学校外の教育資源と協力した効果的な指導を行うことができる。 ・学校の教育活動全体で取り組むためのキャリア教育を体系的に推進することができる。</p>	<p>・一人一人の特性や状態、困難さの背景等を理解し、状況に応じて指導内容や方法、支援の仕方を工夫することができる。 ・合理的配慮の観点を踏まえ、誰もが安心して学べる授業づくりや環境づくりを行うことができる。</p>	<p>・学級や集団の状況や課題を把握した上で、児童生徒を援助し、学級經營等に生かすことができる。</p>	<p>・安全指導や防災教育等の実施を計画し、児童生徒の安全の確保に努め、指導・助言をすることができる。 ・情報モラル、情報セキュリティに関する最新の知識・技術を理解し、指導・助言をすることができる。 ・児童生徒の安全の確保のための危機管理を行うことができる。</p>

(注) 各段階は、第1期(1～5年)、第2期(6～11年)、第3期(12～23年)、第4期(24年～)を想定。

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標（特記事項）

【校長】特記事項

平成30年2月

項目	特記事項
① 学校経営	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、児童生徒、保護者、地域の方々と連携しながら学校の共有ビジョンを構想し、明示するとともに、実施状況を常に検証し、見直しを図ることができる。 ・教育に関する法令等に基づき、教育の在り方を考え、国・県・市町村の教育施策を理解した上で、学校の共有ビジョン形成に生かすことができる。
② 学校管理	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の安全・救急体制を整備し、学校事故防止のために、実態を把握し、防止のための諸活動が計画的・効果的に行われるよう教職員に指導・助言をすることができ ・学校事故等の不測の事態に対して、冷静かつ迅速に判断し、組織的に対応できるよう教職員に指導・助言をすることができ ・コスト意識をもった予算の執行などにより、どのような人的・物的・財政的・情報的な資源が必要かを考え、それを調達し、効果的・効率的に活用することができる。
③ 教育計画	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を発達成長させるための学校の共有ビジョンの実現のために、児童生徒の実態と学習指導要領に基づき、適切な教育課程を立案し、教職員に指導・助言をすることができ ・学校の共有ビジョンを実現するためのカリキュラム、校内研修等の教育計画を構築し、教育活動を効果的に実践することができる。
④ 人材育成及び職務監督	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員の資質能力を高めることが、児童生徒のよりよい成長につながることを自覚し、教職員が高い意欲をもって研鑽に努められるよう、教職員一人一人の実態を把握しながら適切な指導・助言をすることができ ・教育実践をお互い交流し合い、協力し、高め合いながら教育活動を進める教職員集団を形成し、円滑な指導体制を確保することができる。 ・法令遵守について高い意識を自らがもち、模範を示すとともに、教職員にそれを定着させることができる。 ・教職員の勤務状況の実態に常に気を配り、健康管理に努めるとともに、業務量の軽減を図るよう教育計画や活動を改善することができる。
⑤ 連携・協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における教育活動は、家庭や地域社会との信頼・協働関係のもとで、より効果的に行えることを理解している。 ・開かれた学校づくりを推進し、様々な方法で、学校のビジョンや教育活動の実態についての情報を発信し、家庭や地域社会からの信頼感と連携・協働の意識を得ることができ
⑥ 職務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の最高責任者として、高い使命感と誠実、公正、公平の意識をもつとともに、自らの言動を絶えず省察し、自己研鑽に努めることができる。 ・自らの豊かな教育経験と広い視野に基づき、児童生徒の成長を考え、校長自身の思いを全ての人に説得力をもって伝えることができる。

注) 副校長・教頭は、校長の特記事項に準じる。

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標（特記事項）

【養護教諭】特記事項

平成30年2月

項目	採用時の姿	第1期（形成期） 養護教諭の基盤づくり	第2期（成長期） 専門性の向上	第3期（発展・充実期） 学校保健におけるリーダー的役割の遂行	第4期（貢献・深化期） 学校運営への参画・地域の学校保健推進
① 保健管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健・安全に関する法令等を正しく理解することができる。 保健管理に関する基礎的な知識や技能を理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断や健康観察を通して、児童生徒の心身の実態を把握し、適切な保健管理を実践することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校内の教職員や保護者、地域の関係機関と連携し、児童生徒の実態や発達の段階に応じた保健管理を実践することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断や日常の健康観察を通して、児童生徒の個と集団の実態を総合的に評価し、組織的に対応することができる。 保健管理について、若手教員や地域の養護教諭等に指導・助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校における事件・事故・災害等の発生時に備え、学校内外の支援体制を整えることができる。 保健管理について、教職員に指導・助言をすることができる。
② 保健教育	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の保健・安全に関する内容や養護教諭の専門性を生かした指導について、理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健教育における養護教諭の役割を理解し、専門性を生かして学級担任等が行う保健教育に参加・協力することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任等と連携し、児童生徒の実態に基づいた保健教育に計画的に取り組むことができる。 様々な方法で家庭へ情報を発信し、保護者の理解や協力のもと保健教育を実践することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づいた各教科等の関連や系統性を理解し、教育活動全体を通じて組織的に保健教育を推進することができる。 地域の関係機関等と連携を図り、保健教育への参画を効果的に推進することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健教育について全体計画を作成し、計画に沿った教育活動を教職員に指導・助言することができる。
③ 健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談の意義や法的根拠、心身の発達段階に応じた健康課題について理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健室の機能や養護教諭の職務の特質を生かし、いじめや虐待等の早期発見・早期対応に努めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談の基本的なプロセスを理解し、学校内の教職員及び地域の関係機関等と連携した健康相談を推進することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心身の健康課題を総合的に捉え、支援体制の整備に努めるとともに、学校医等や保護者との連携し、適切に対応することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会や事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて、教職員に指導・助言をすることができる。
④ 保健室経営	<ul style="list-style-type: none"> 保健室の役割と養護教諭の職務について、理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の一人一人の特性や心身の状況、生活環境等を多面的に把握し、個に応じた対応をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校内の教職員や保護者、地域の関係機関等との関わりを深め、連携・協働しながら保健室を経営することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織目標や実態に基づき、計画的・組織的に保健室を経営するとともに、自らの実践を適切な指標を用いて評価し、成果と課題を捉えて改善を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健・安全の視点を生かして学校運営に参画し、教育活動全体で学校保健を推進することができる。 地域の学校保健担当者との連携体制を構築し、地域における学校保健推進のコーディネーター的役割を果たすことができる。

注) 養護教諭については、その専門性を特記事項として示す。

項目	採用時の姿	第1期（形成期） 栄養教諭の基礎づくり	第2期（成長期） 専門性の向上	第3期（発展・充実期） 学校給食におけるリーダー的役割の遂行	第4期（貢献・深化期） 学校運営への参画・地域の学校給食推進
① 食に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進における栄養教諭の役割や、各教科等との関連を図りながら食育の目標や内容を理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 給食の時間における食に関する指導を年間指導計画に位置付け、教室指導を行い、資料提供等、担任等との連携・協働をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各教科等や献立との関連を把握し、課題解決のため、目標もって食育を推進することができる。 食に関する指導について、専門的な立場から、指導内容や課題について、担任等と協議することができる。 教職員や保護者、地域の関係機関等と連携し、生活習慣病の予防や、食物アレルギーへの対応、スポーツ実施時の栄養補給や水分補給などについて、専門性を生かした指導・助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づいた食に関する指導内容を担任等と連携し、献立計画と関連付けながら指導を実践することができる。 給食の時間における食に関する指導の結果から、児童生徒の行動がどのように変容したかを観察し、その後の教職員の指導に生かすことができる。 各教科等やその他の活動において、その内容の系統性や各学習の関連を図りながら、体系的・継続的に食育を推進するための中核的な役割を担うことができる。 食に関する指導について、自らの実践を評価し、課題解決に向けて改善を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導を包括的に把握し、適切に評価し、改善を図るとともに、教科横断的な視点から、教職員に対し、情報提供や指導・助言をするなど連携を図ることができる。 専門的な立場から、学校運営に参画し、教育活動全体で食に関する指導を推進することができる。 地域の学校との連携体制を構築し、地域における食育を推進すると、コーディネーター的役割を果たすことができる。 児童生徒の健康課題解決に向けて、教職員の指導的役割を果たすことができる。 健康課題を有する児童生徒を支援するための校内研修を企画・運営することができる。
② 栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食の栄養管理に関する法令等を正しく理解することができる。 栄養管理に関する基礎的な知識や技能を理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食摂取基準及び食品構成に配慮した献立を作成し、学校給食の調理、配食等について指導・助言をすることができる。 食に関して特別な配慮を必要とする児童生徒が無理なく食べられるよう、献立及び調理に配慮することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 食事状況調査や残食調査等により状況把握から課題に応じた栄養管理を行うことができる。 各教科等の内容や、地場産物の活用、地域の食文化などを関連付けた献立を作成することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 献立作成のねらいを学校給食調理員に十分に理解させ、調理、配食等に関する適切な指導・助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の食習慣調査等の結果をもとに栄養管理を評価し、改善を図るとともに、教職員に対し、情報提供や指導・助言をすることができる。 市町村の学校給食における栄養管理について指導的役割を果たすことができる。
③ 衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食の衛生管理に関する法令を正しく理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食の衛生管理体制が十分に機能するよう、「学校給食衛生管理基準」に定める衛生管理責任者としての専門的な業務を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食従事者や給食施設設備などの衛生管理について適切な指導・助言を行うことができる。 学級担任等が行う衛生管理に係る指導について専門的な立場から指導・助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の危機管理対応計画の作成など、安全に関する危機意識をもち、課題を明らかにし、その解決に向けた取組を実践することができるとができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員や学校薬剤師、関係保健機関等と連携し、学校及び地域における衛生管理の改善・充実を図ることができる。 市町村の学校給食における衛生管理について指導的役割を果たすことができる。

注) 栄養教諭については、その専門性を特記事項として示す。

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標

平成30年2月

【共通】＜概要版＞

項目	基本的資質		豊かな人間性 多様性の理解		礼儀 共感的理解		人権感覚 課題解決意識		コンプライアンス 誠実な対応		対人関係能力 教育に関する法令の知識		ストレス耐性	
	採用時の姿	第1期(形成期)	第2期(成長期)	第3期(発展・充実期)	第4期(貢献・深化期)									
授業力	指導要領の理解 学習課題・板書・発問 教科力 探究学習 道徳指導法	「導入・展開・終末」, ねらい 個の状況把握 主体性を出す指導 領域の役割把握 道徳教育の実践	授業力・児童生徒理解の向上 教科の専門知識 指導計画の立案 授業や指導改善 ICTの活用 道徳教育の充実	系統性の理解 全体計画の作成 学習評価の改善 学習指導の助言 道徳教育の牽引	授業改善の指導 校内研修体制構築 カリキュラム・マネジメント ICT環境整備 道徳教育の推進									
児童生徒理解	発達の理解 教育相談の理論 課題の理解 助言要請	多面的な理解 問題の未然防止 チームの役割遂行 体験的学習の理解	多様な支援方法 共感的理解 問題行動の対処 職業・勤労観育成	対応の見極め 外部人材の活用 役割連携と協力 未然防止の推進	問題対応の助言 連携方法の助言 チーム支援助言 キャリア教育の計画・立案									
特別支援	障害特性の理解	個に応じた指導 計画の活用	教育環境づくり 支援方法の工夫 計画の作成, 関係機関と連携		教育環境の助言 支援方法の助言 計画活用の助言									
経営・運営	学校組織の理解 主体的な関与 安全管理の知識	めざす学級経営 分掌の役割遂行 情報モラル理解	学級課題の解決 協働体制構築 安全・防災の指導	円滑な学級経営 外部資源の活用 安全計画の作成	組織目標の実現 危機管理体制 PDCAの確立									

注) 各段階は、第1期(1～5年)、第2期(6～11年)、第3期(12～23年)、第4期(24年～)を想定。

資料 1

教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）〈一部抜粋〉

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）

第二十二條の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）

第二十二條の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二條の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

（教員研修計画）

第二十二條の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 任命権者が実施する第二十三條第一項に規定する初任者研修、第二十四條第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(協議会)

第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 指標を策定する任命権者

二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者

三 その他当該任命権者が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

資料 2

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質向上協議会設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の5の規定に基づき、公立の小学校等の校長及び教員（以下「教員等」という。）の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うため「茨城県公立の小学校等の教員等の資質向上協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、その運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる項目について、構成員の共通理解を確立するために協議を行う。

- (1) 法第22条の3第1項に定める教員等の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 指標に基づく校長及び教員の資質の向上に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、茨城県教育庁学校教育部長をもって充てるものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会には、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を茨城県教育庁教育政策室に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成29年6月2日から施行する。

別表

関係大学等	茨城大学教育学部長
	筑波大学全学学群教職課程委員会委員長
	茨城キリスト教大学教職課程委員会委員長
	常磐大学教職センター長
	流通経済大学教職課程運営委員会委員長
	筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育研究部教職課程部門主任
関係機関等	茨城県学校長会長
	茨城県高等学校長会長
	茨城県特別支援学校長会長
	茨城県市町村教育長協議会長
	茨城県PTA連絡協議会長
	茨城県経営者協会会長
茨城県教育委員会	茨城県教育庁学校教育部長
	茨城県教育庁学校教育部義務教育課長
	茨城県教育庁学校教育部高校教育課長
	茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課長
	茨城県教育庁学校教育部保健体育課長
	茨城県教育研修センター所長
	茨城県教育庁教育政策室長